

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人埼玉大学は、謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

国立大学法人 埼玉大学

公表日

平成28年5月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務
②事務の概要	本学が委嘱した委員や講師等に対し報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。番号法第9条第3項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	マイナンバー管理サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
マイナンバー管理データベース	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部経理課
②所属長	財務部経理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	埼玉大学総務部総務課情報公開室(本部棟1F) 電話:048-858-3005 〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	埼玉大学総務部総務課情報公開室(本部棟1F) 電話:048-858-3005 〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年5月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年5月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

